

# 人権擁護委員制度をご存じですか

▼問い合わせ先 人権啓発教育課(御代志市民センター)  
☎(242)1190

## 平成28年度市特設人権相談所開設

- とき
- 9月9日(金) (ふれあい館のみ)
- 9月13日(火) (泉ヶ丘市民センターのみ)
- 12月7日(水)
- 平成29年2月3日(金)
- 午前10時～午後3時
- ところ
- 泉ヶ丘市民センター、ふれあい館
- ※気軽に相談ください。相談は無料。秘密は厳守します。

人権擁護委員は、市民の皆さんの人権が侵されないよう見守り、人権が侵されたときに相談相手になるなど、私たちの間に正しい人権の考え方を広める活動をしています。

また、人権が尊重される社会を実現するため、法務省と全国人権擁護委員連合会では、啓発活動の重点目標を「みんなで築こう 人権の世紀」を考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心」と定め、積極的な啓発活動を行なっています。

市には、市長から推薦され、法務大臣が委嘱した人権擁護委員が9人います。



人権イメージキャラクター  
人KEN まもる君 人KEN あゆみちゃん

## 市人権擁護委員

- 戸浪佳寿子(くぬぎヶ丘団地)
- 小林富代子(若原)
- 桑原 典恵(杉並台)
- 上田 一男(東)
- 中村十九男(須屋)
- 中島 守(鹿水)
- 池頭由美子(栄温泉団地)
- 長尾 隆(みずき台)
- 澤田日出夫(二子)

# 区長連絡協議会長が決まりました

▼問い合わせ先 総務課 総務・男女共同参画班(合志庁舎)  
☎(248)1112

区長協議会でも、市のご支援をいただきながら、地域の皆さんと手を携え、合志市の復興に「がまだす」所存です。

このように区長という立場は住民の皆さんに最も近く、皆さんの協働で活動できる重要な立場にあると思っています。今後とも市区長連絡協議会をよろしくお願いいたします。



区長連絡協議会会長  
古河 幹男  
(榎ノ本)

5月18日、市区長連絡協議会の総会で、区長の皆さんから会長として再選をいただき、1年間活動することになりました。

4月14日に発生した熊本地震で、合志市も大きな被害を受けました。強烈な揺れに襲われ、私たちが住民の皆さんを公民館などに受け入れ、ともに不安な夜を過ごしました。

今、次第に余震もおさまりつつありますが、油断することなく、これからは地域の復興を進めていく時期となっています。

## 平成28年度 市区長連絡協議会役員

- 会長 古河 幹男(榎ノ本)
- 副会長 内川 祐輔(杉並台)
- 理事 緒方 博詞(辻久保)
- 松崎 和寛(すかけ台)
- 吉岡 誠敏(油古閑)
- 福島 基(原口)
- 工藤 浄二(黒松)
- 古武城 繁(黒石)
- 永野 寛(南陽)
- 高来 正人(黒石原)
- 西野 良昭(南須屋)



# 人権よもやま話

夏号



人権擁護委員  
上田 一男  
(東)

「自分と人の違う部分も受け入れよう」  
この標語は、西合志中学校の山本祥子さん(当時2年生)の作品です。2016年人権啓発カレンダーに掲載されています。

私は、自分の今までの言動を反省しながら、とても大切なことだなど思いました。人の違う部分を受け入れるということは、全ての人に對して、その考えや行動、存在などをそのまま偏見なく認めることになるからです。

若い頃の私は、自分ができるところをできない人がいたら、その人の努力が足りないのだと思い、その人に責任を押し付けていました。「どうやったらその人ができるようにするか」考えて適切な支援をすることはあまりできず、自分と人は基本的に違う部分があるということを理解していなかった

のだと思います。しかし、人生経験を重ねる中で、今では自分と人の違う部分を少しづつ受け入れるようになってきたように思います。しかし、今でも違いを受け入れられないときがあります。車の運転の仕方、私たちが夫婦はよく口論をします。お互いの運転の仕方に注文をつけるからです。そのときは運転の能力、反射神経、車間距離のとり方など、お互いの違いを認め合うようにしなければならぬと反省させられます。

今の世の中、さまざまな立場の人がいらつしやいます。男性、女性、子ども、高齢者、病弱な人、心身に何らかのハンディキャップを持つ人、性的マイノリティの人、外国にルーツを持つ人、ハンセン病回復者、生まれた場所や住んでいる場所で不利益を受ける人など、例を挙げればきりがありません。

市民一人ひとりがお互いの立場の違いを理解し合い、何の遠慮もなく、精いっぱい生きていけるまにしたい。山本さんの標語には、そういう願いが込められているように感じました。



# こちら 消費生活センターです

## 家屋修理など震災便乗商法に注意!

### 相談事例①

突然電話で「国際的な医療活動を行なう救済センターを被災地で立ち上げる。支援する会社の未公開株を買わないか」と勧誘された。実在する病院の院長が理事長と聞き、信用して購入してしまったが、返金してほしい。

「震災被害の役に立てば」という親切心を利用して、さまざまな手口でだます詐欺です。契約するときは、契約内容や金額をしっかりと確認し、その場ですぐに契約しないことが大切です。

### 相談事例②

携帯電話に「地震速報」というメールが届いた。メールを確認すると「詳細はこちらまで」とあった。アドレスをクリックすると出会い系サイトにつながり、驚いて連絡先に電話すると、高額な登録料を請求された。

地震に関連した画面が出て、心当たりがないメールは絶対に開封しないようにしましょう。



### その他の事例

- ・ブロック塀が壊れたので業者へ廃棄処分を依頼したところ、高額な処分料と運搬費を請求された。
- ・耐震補強工事の見積もりを依頼すると、翌日業者が来て工事をしない、完了後に高額な費用を請求された。
- ・無料で水を配っているとの電話があり業者が訪問して来たが、浄水器の販売であった。

まずは誰かに相談し、冷静に対応することが大切です。消費生活センターへ早めにご相談ください。秘密は厳守します。

### 問い合わせ先

市消費生活センター  
(合志庁舎2階 総務課内)  
☎(248)5442

### 相談受付時間

平日 午前10時～午後4時